

非常用ディーゼル発電機に関する指示文書の受領について

平成23年6月3日
北陸電力株式会社

本日(6月3日)、原子力安全・保安院より指示文書「独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅの非常用ディーゼル発電機で確認されたシリンダライナ¹の傷を踏まえた確認等について(指示)」を受領しましたので、お知らせします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、昨年12月28日に高速増殖原型炉もんじゅの非常用ディーゼル発電機のシリンダライナにひびが確認された件について、シリンダライナを取り外す際に油圧計を取り付けずに油圧ジャッキを使用して作業を行い、シリンダライナに過大な圧力を付加したことが原因であるとする報告書を原子力安全・保安院に提出しました。

同機構の調査の中で、原因とは直接関係ないものの、昭和62年2月から平成元年5月に製造されたシリンダライナに、製造時の鉛成分混入による引張強さの低下が確認されたことから、同一メーカー製造の対象となるシリンダライナを使用²している原子力事業者に対し、同院から、以下の事項について調査し、1ヶ月以内に報告するよう指示がありました。

1. 昭和62年2月から平成元年5月までに製造された鉛成分が混入した可能性のあるシリンダライナの健全性確認
2. 健全性が認められなかったシリンダライナの交換に係る工程表策定
3. 策定した工程表の着実な実施

志賀原子力発電所においては、同院からの事前確認を踏まえ、自主的に点検を実施し、機能上問題ないものの、自主的に定めた判定基準を若干下回ったシリンダライナが16個確認されたことから、これらについては、念のため交換することとしました。

なお、交換作業については、既に着手しており、1ヶ月以内に完了する予定です。

今後、同院からの指示に基づき的確に対応してまいります。

以上

1 シリンダライナ：

エンジン内部を構成する部品の一つで、シリンダ内部にはめ込まれる円筒形の部品。

2 当社においては志賀1号機が該当